

令和4年2月泉南市農業委員会定例会

令和4年2月9日 午後1時30分
市役所別館 1階 会議室1・2

・出席委員

(農業委員)

藪内 與四男	宮内 栄作	杉野 榮一
東 和宏	伊藤 喜久	池上 安夫
宮下 明	森谷 豊	中野 吉次
上野 寛治	馬場 定夫	

・欠席委員

(農業委員)

山下 博	田中 秀和	田中 一寿子
------	-------	--------

(推進委員)

岩本 和男	西浦 賢二	戎野 繁
山本 芳男	吉積 弘行	角辻 健二

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和4年2月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、山下委員、田中秀和委員、田中一寿子委員より欠席の届出が出ております。出席委員については、14名中11名で過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、新型コロナウイルス蔓延防止等重点措置の期間ですので、全員に出席の辞退をお願いしておりますので、ご了承の程よろしく願いいたします。

 それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく願いします。

会 長 皆さん、ご苦勞様でございます。コロナ禍の中、農業委員会2月定例会にご出席いただきましてありがとうございます。新聞の記事によりますと、大阪府では感染者数が2万人を超えたという事です。泉南市でも昨日の感染者数が81名と載っておりました。たいへん感染者が多くなっております。また、市長も感染したという事です。健康には十分

会 長 　　に留意し、このコロナ禍を乗り越えていただきたいと思います。
また、本日は推進員に欠席いただいての開催となりますので、どうぞ
よろしく願いいたします。
それでは、本日は議案が3件、報告案件が2件でございます。最後まで
慎重審議のほどよろしく願いします。

会 長 　　それではこれより議事に入ります。
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名
委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 　　ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、3番 藪内委員、
4番 宮内委員をお願いいたします。
以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 　　それでは、令和4年議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請
の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　令和4年議案第3号2件について朗読する。議案第3号につきまして、
各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただき
ます。No. 1につきましては、〇〇委員よろしく願いします。

〇〇委員 　　1月26日に事務局の方と現地確認に行ってきました。①番はニンニク、
キャベツ、えんどう等の野菜が作付け中でした。②番につきましては
はべた鋤きにした状態でした。現地は前にも言いましたが、〇〇〇の進
出予定地です。特に問題ないかと思います。

事 務 局 　　ありがとうございます。続きまして、No. 2につきましては、〇〇
委員よろしく願いします。

〇〇委員 　　No. 2につきまして、現地確認結果を報告させていただきます。
過日、事務局の方と現地確認を行いました。当該地につきましては、
譲受人の田んぼに隣接しておりますので、耕作に何ら問題ないかと思

〇〇委員 います。現況は水稻跡になっておりました。特に問題はあません。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第3号について補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、生前贈与するものです。この地域において地区計画が行われるため、譲渡人は80歳と高齢であり、事業者との交渉に困難と考えたため、息子名義に所有権移転するものです。

No. 2につきましては、当該農地は、もともと譲受人が小作人でしたが、令和4年1月7日付で農地法第18条第6項の規定により合意解約が行われております。譲渡人は群馬県在住ですので、〇〇〇丁目在住の譲渡人の父が農地の管理を行っておりましたが、高齢と農地整理のため所有権移転するものです。費用については、小作権と所有権の相互交換のため無償です。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 No. 2の譲受人は高齢ですが、まだ元気に農業をされていますか。

〇〇委員 はい。横の田んぼも耕作されています。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第3号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第3号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3は原案のとおりする許可することといたします。

会 長 続きまして令和4年議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号を朗読する前に、泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により〇〇委員に退席していただきます。

〇〇委員 退席

事 務 局 それでは、議案書を朗読させていただきます。令和4年議案第4号1件について朗読する。議案第4号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 過日、事務局の方と現地を確認させていただきました。譲受人は、随分前から寺社仏閣の施工修繕の仕事をされています。譲受人の資材置場が当該地の隣に有り、また、当該地は遊休農地となっておりますので、譲受人の事業拡大と利便性の向上という観点から購入されるのだと思います。特に問題ないかと思ひます。

事 務 局 ありがとうございます。事務局の方から議案第4号について補足説明させていただきます。譲受人は、寺社仏閣の施工修繕を営む法人であり、申請地を露天資材置場として整備するものです。今の農地状況ですが、譲受人の資材置場に囲まれた農地で、進入路もなく譲受人の敷地を通らなければ入れない農地です。資材置場には、原木杉・檜4mを50本、米松12mを30本、保管乾燥する予定です。地元水利組合には協議済みで同意も頂いております。併せて大阪府建築指導室より開発行為に該当しない証明書の写しも提出されております。以上です。

会 長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 譲受人の資材置場はこの3筆を転用する事によって相当広くなっていますか。

〇〇委員 この辺りでこういった事業展開をされているのは譲受人の会社だけなので、利便性が良くなると思います。当該農地の現況についても今更農地に復活させるというのは、中々難しいと思いますので、転用して利用する方が良いと思います。

会 長 ただ、道が狭いのではないかと思ったのですが。

〇〇委員 道路はもともと農道なんです。昔の〇〇線から回って、〇〇〇〇線の一部を通過して迂回して、高速道路をアンダーで入っていくこの道路につきましては、かつて林野組合の補助金等を使って市が委託事業で用地取得と施工を行って建設した道路です。六尾の方からの道に比べれば広いです。先ほど言ったルートを使うと、大型も入れますので大丈夫です。

会 長 高速道路の下はトンネルになっていますが、大きな物を積んでいても大丈夫ですか。

〇〇委員 大丈夫です。

会 長 そうですか。わかりました。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第4号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第4号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり許可することといたします。

会 長 続きまして、令和4年議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和4年議案第5号8件について朗読する。議案第5号につきましては、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1、3、5、6、7につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 No. 1、3、5、6、7につきまして報告させていただきます。No. 1につきましては、座頭池のそばで休耕地だった所ですが、現在はひら鋤きをしておりますので何ら問題ございません。

No. 3、6につきましても〇〇池の下の農地で、遊休地になっておりましたが、現在はひら鋤きをして、いつでも作付け出来るような状況になっています。

No. 5につきましても〇〇池の下の農地で、借り手はネギ農家です。現在はネギを作付けしております。

No. 7につきましては中学校の山手側になります。③番の農地は玉ネギを作付けしております。①、②番につきましてはひら鋤きをして、いつでも作付け出来るような状況になっています。なんら問題ございません。以上です。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 2につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 2月4日に現地確認に行つてまいりました。場所は〇〇〇〇〇〇〇〇です。ビニールハウス内で胡蝶蘭を栽培する段取りになっています。現況は育成用の高床式の機材を設置中でした。以上です。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 4につきましては、〇〇委員と現地確認を行っておりますが、〇〇委員が欠席の為、事務局より報告させていただきます。もともと小作権が設定されていた農地ですが、小作人が高齢のため、合意解約を行いました。その後、近隣で耕作農地のある借手に声掛けを行い、利用権を設定することとなりました。借り手はネギ農家であり、利用集積の実績もあります。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 8につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

上野委員 報告させていただきます。①番から⑦番までネギを植えています。何

〇〇委員 ら問題ありません。以上です。

事務局 ありがとうございます。議案第5号について事務局の方から補足説明させていただきます。

 No. 1につきましては、借り手はネギ農家で、意欲的に規模拡大を図っております。利用集積の実績もあります。貸し手と借り手の間では他の農地でも昨年11月に3条の所有権移転が行われております。

 No. 2につきましては、〇〇〇〇〇〇内の農地です。貸し手が観葉植物の栽培に利用しておりましたが、令和2年に〇〇〇〇〇〇から撤退し、空き区画となっております。〇〇〇〇〇〇の代表を務め、〇〇〇〇〇〇と岬町で胡蝶蘭を栽培している借り手が賃貸契約を結んで利用するものです。

 No. 3とNo. 6の農地につきましては、隣接した農地です。No. 6の農地は接道していないため、No. 3の農地と併せて貸し手に利用集積を行う事となりました。借り手は、ネギ農家で、後継者である20代の孫と共に作業をしています。利用集積の実績もあります。

 No. 5につきましては、他の借り手に利用権が設定されておりましたが、その借り手が期間途中で亡くなられたため、令和3年2月付で利用権解除を行った経過があります。貸し手は東京在住のため、維持管理作業を行うことが困難であり、新たに借り手を探し、利用集積を行うこととなりました。

 No. 7につきましては、もともと口約束での耕作が行われておりましたが、貸し手の意向により、正規の手続きを踏むこととなりました。借り手は96歳と高齢のため、作業は息子さんが主体となっております。玉ねぎ等の季節野菜を中心に栽培する予定です。

 No. 8につきましては、こちらも口約束での耕作が行われておりましたが、借り手の意向により、正規の手続きを踏むこととなりました。以上です。

会 長 ありがとうございます。

 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 No. 1、5、8の借り手の耕作面積は現在、約1町で、今回の利用権設定面積が5反以上ですが、何人ぐらいで耕作しているのでしょうか。

〇〇委員 主でやっているのは2人くらいですが、刈りに来てもらったり、人はたくさん来てもらっていますので、出来るようです。

会 長 今回の集積については事務局の方が我々の考え方を十分理解してやってくれているなと思います。

〇〇委員 〇〇池の周辺は休耕になっている所が多かったですから。やっぱり手を付けられる状態の時に集積の話をもっていかないと、だめですね。遅くなると無理ですね。

会 長 この辺りは農用地ですし、起伏も激しいので区画整理の事業というのは出来ないのですか。

〇〇委員 何十年か前にそういう話はありませんでしたが。当時はハウスも沢山あって、補助金で建てたハウスだったので話は流れてしまいました。やったほうがいいですけどね。

会 長 農用地であるのに、荒れたまま放っておくという訳にも。

〇〇委員 農用地に指定した時点でそういった話が出ていないと、今の時点で話をまとめるのは難しいと思います。

会 長 そうですね。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第5号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第5号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和4年報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和4年報告第3号1件について朗読する。報告第3号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。当該農地は、市民農園として農地を管理しておりましたが、露天駐車場として転用届出が出されました。現況は当該地の隣の所有地への車両進入路として一部道を整備しておりましたので、始末書を添付しております。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 老人ホームと届出地の間の土地もこの方の所有ですか。

事 務 局 はい。そうです。

会 長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第3号を終了します。

会 長 続きまして、令和4年報告第4号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和4年報告第4号4件について朗読する。報告第4号につきまして事務局より作付け状況を報告させていただきます。

No. 1につきましては、1月11日に〇〇委員と現地確認を行っております。当該農地については、市民農園として農地管理を行っていましたが、〇〇委員が都市農地の貸借を行い、今後は〇〇委員が営農されます。

No. 2につきましては、1月12日に〇〇委員と現地確認を行っております。①番の農地は、水稻跡であり②番の農地は、季節野菜の栽培を行って行っていました。

No. 3につきましては、1月12日に〇〇委員と現地確認を行っております。全ての農地について水稻跡でした。

事務局 No. 4につきましては、1月18日に〇〇委員と現地確認を行っております。①番の農地は、露地にて花卉栽培を行っており、②番の農地は、ビニールハウス内で花卉栽培を行っておいりました。以上です。

会長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 No. 2については申請者は他市在住ですが、耕作しているのはお兄さんですか。

〇〇委員 ①番はお兄さんが米を作っています。②番は家庭菜園程度です。本人は時々、こちらの方に来ているようです。

会長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終了します。

会長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職務代理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これもちまして3月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、3月10日（水）場所は、水道庁舎3階 会議室です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時15分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和4年2月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____